

三重県中学校総合体育大会
COVID-19 感染拡大予防に関するガイドライン

令和 3 年 5 月 27 日
三重県中学校体育連盟

本ガイドラインは、三重県中学校総合体育大会各競技大会を開催するにあたり、国および三重県から発信された情報を踏まえて COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大予防のための基準を示すものである。各競技大会の開催においては、本ガイドラインを基に、競技特性に応じた対策を講じるものとする。なお、今後の知見の集積および感染拡大状況により、随時見直すことがある。

1 大会開催の基本的な考え方について

大会の実施にあたっては、すべての参加者の安全を優先事項しつつ、参加する選手の活動機会を確保することが最重要であると考ええる。

また、大会開催の可否については、感染拡大状況を注視するとともに、国の緊急事態宣言およびこれに類する措置等の発令状況により判断するものとする。

2 感染防止の基本的な考え方について

大会を開催するにあたり主催者は、下記の 3 点についての対策を講じるものとする。

(1) 感染源を絶つための対策

(2) 感染経路を絶つための対策

①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い等の徹底

(3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるための対策

3 大会運営上留意する事項

(1) 大会は無観客での開催とし、会場への入場は、大会運営関係者（役員、審判員、補助員等）と出場校の教職員・コーチ、選手（登録外の部員も含む）、その他報道関係者など大会本部が認めた者のみとする。

(2) 選手・役員が集まっての開閉会式等を行わず、表彰については簡略化して行う。

(3) 空調設備利用時であっても、可能な限り常時換気（競技運営上難しい場合は、一定の間隔での換気）を行うよう努める。

(4) 監督者会議等は可能な限り簡略化し、文書等で周知を図るなど対応策を講じる。

(5) 手洗い場所について会場施設と事前に確認を行い、必要に応じて石鹸（ポンプ式が望ましい）を準備する。また、参加者に対し、手洗いの励行のアナウンスを行う。

(6) 会場内においては、座席間隔を広く取る、席を一つ以上離すなど、人と人との身体的距離をとるようにアナウンスを行うとともに、席の配置を工夫する。

(7) その他、控室や昼食場所などでの密を回避するための対策を講じる。

4 大会参加者に対し求める事項

- (1) すべての参加者は、大会に参加する当日の体温測定および体調把握を行い、参加日ごとにその記録を大会本部へ提出する。(学校同行者体調報告書・入場者体調報告書)
なお、体温測定のための非接触型の体温計は、原則として各出場校で準備すること。
- (2) 次の事項に該当する場合は、会場への入場および大会への参加はできない。
 - ア 平熱を大きく超える発熱およびその他感染症が強く疑われる症状(咳、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚障害、嗅覚障害など)が認められる場合。
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる症状があり、本人の非感染が確認されていない場合。
 - ウ 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合。
- (3) 参加生徒および引率者等は大会前14日分の体調を記録し、体調管理を徹底する。
また、主催者の求めに応じてその記録を提出する。(参考様式「体調記録表」)
- (4) すべての参加者は、競技運営上および健康上支障のない限り、常時マスクを正しく着用する。
- (5) 各出場校関係者(生徒を除く)は、所属校・名前等が記載された名札を準備し、競技運営上支障のない限り、会場内において着用する。
- (6) 会場内においては、大声での会話および応援を禁止する。
- (7) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。なお、消毒用アルコール等は各出場校で準備すること。
- (8) 昼食については、可能な限り屋外でとり、屋内で取る場合は、対面を避け十分な身体的距離を確保し、不必要な会話や大声での会話は控えることを徹底する。
- (9) 競技等実施時を除いて、人と人との身体的距離を確保すること(2mを目安)
- (10) 感染防止の為に主催者が定めたその他の措置を遵守し、主催者の指示に従うこと。
- (11) 大会終了後2週間以内にCOVID-19を発症した場合は、主催者に対して、速やかにその旨および濃厚接触者の有無について報告すること。

5 参加生徒または引率者等の感染が判明した場合の対応

- (1) 出場辞退者の扱い(大会参加申込終了後)
 - ① 団体戦においてチームが参加できない場合は、棄権として扱い、補填はしない。
 - ② 団体戦におけるチーム内で参加できない選手(監督、コーチも含む)が出た場合は、該当校において選手個人の補充を認める。(個人戦ダブルスも同様とする。)
 - ③ 個人戦(ダブルスを除く)において参加できない選手が出た場合は、棄権として扱い、補充はしない。

(2) 大会時の体調不良者について

- ① 発熱等の症状を訴える参加生徒を確認した場合は、保護者に迎えに来てもらい速やかに帰宅させる。

(3) 大会終了後に感染者が発生した場合

- ① 感染者の所属する学校や行政機関等の指示に従う。

6 大会開催可否の判断について

- (1) 三重県内全域に「緊急事態宣言」またはこれに準ずる宣言・指針等が発令されており、県内全域を対象として運動部活動における公式大会の開催が認められていない場合は、大会の開催を中止とする。また、競技別大会会場所在地において、上記同様の措置が取られている場合は、原則として該当競技大会の開催を中止とする。
- (2) 移動自粛の要請や運動部活動における対外試合禁止等の措置が取られている、または、予選大会の開催が困難であるなどの理由により、三重県内いずれかの地域において出場が困難な地区が出てきた場合は、該当地域以外の出場校・出場者によって大会を開催する。ただし、大会運営に重大な支障をきたす恐れがある場合は、中止とする場合もある。
- (3) その他 COVID-19 に起因する事象により通常の学校教育活動および安全な大会運営が困難であると判断される場合は、大会の開催を中止とする。

7 その他

- (1) 会場への移動等は、各学校で責任をもって行い、集団感染のリスク（3つの「密」の条件）を避けること。
- (2) 万が一感染が発生した場合に備え、提出された報告書等については、個人情報の取り扱いに十分留意した上で、大会本部において一定期間（1カ月程度）保存し、その後破棄するものとする。なお、関係機関（保健所等）の求めに応じ、必要に応じてその情報を提供することがある。
- (3) 各競技専門部は、本ガイドラインおよび関係競技団体で作成されたガイドラインを基に、競技の特性等を十分に加味した上で、必要に応じて対策を講じること。
- (3) 今後、社会情勢が大きく変化し、通常の社会生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない。